



申
9
号

労使間の取扱いに関する協約に基づく 掲示板設置を求める緊急申し入れ

6月30日交渉報告

1. 不当労働行為を直ちにやめ、労使間の取扱いに関する協約に基づき掲示板の設置を行うこと。

【会社回答】

「労使間の取扱いに関する協約」(令和2年5月15日締結)に則り取り扱っているところである。

組合の主張

- ・5月15日の協約締結以降、各分会が掲示板の設置を求めてきたが、現在も掲示板の設置が出来ていない職場がある。「労使間の取扱いに関する協約」を逸脱した行為である。
- ・支社の姿勢が現場に現れている。回答ならざる回答ではなく、支社としての見解を示すべきだ。
- ・掲示板は、組合として必要な宣伝を行うために設置するものであり、会社の主張のみではなく、会社として希望箇所への設置を実現するべきである。
- ・支社として団体交渉事項まで至った現実を受け止め、現状を乗り越えるための議論をするべきである。

会社の主張

- ・掲示板の判断は、施設管理の観点から現場長の判断となる。便宜供与として貸出を行っているため、便宜供与の性質からは、会社の対応は正しい。
- ・職場では、組合からの意見に対して設置出来ない理由や会社が指定した箇所についての説明を丁寧に行っており、説明内容も整合性のあるものであると認識している。
- ・会社としての掲示板の設置箇所は示しているため、後は組合が判断をすることになる。設置してダメと言っているわけではないので、不当労働行為という認識にはない。

認識合わず、継続議論とし中断！

早急に第2回交渉の開催を求めます！